

大東川水系河川整備計画【変更】

令和5年11月
香 川 県

目 次

1. 大東川水系の概要.....	1
2. 大東川水系の現状と課題.....	3
2.1 治水の現状と課題.....	3
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題.....	8
3. 河川整備の目標に関する事項.....	11
3.1 河川整備計画の対象区間.....	11
3.2 河川整備計画の対象期間等.....	12
3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標.....	12
3.4 河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標.....	14
4. 河川整備の実施に関する事項.....	15
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	15
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	21

【大東川水系河川整備計画の経緯と変更理由】

香川県では、大東川水系の長期的な河川整備の目標を定めた「大東川水系河川整備基本方針」を平成13年8月に策定しました。その後、同方針に基づき概ね20年間の具体的な整備内容を示した「大東川水系河川整備計画」を平成14年8月に策定しました。

同整備計画に基づき、大東川本川については、丸亀市飯山町地先の我楽橋付近から上流区間の、大東川支流鴨田川については、大東川合流点から上流区間の河道拡幅、護岸整備等を実施してきました。

今回の河川整備計画の変更は、上記改修済区間より上流区間の河道拡幅、護岸整備を実施することに加え、大規模地震、津波による被害の防止または軽減を図るための対策を河口部で実施するものです。

1. 大東川水系の概要

大東川は、丸亀市綾歌町と仲多度郡まんのう町にまたがる城山しろやまに源を発し、大窪谷川おおくぼだにがわ、沖川おきがわ、中大東川なかだいそくがわ、台目川だいめがわ、落合川おちあいがわ、城山川きやまがわ、鴨田川かもでんがわの各支川を東ねながら北へ流下し、綾歌郡宇多津町で瀬戸内海に注いでいる。その流域は、丸亀市、坂出市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡まんのう町の2市2町にまたがっており、流路延長約17km、流域面積約59km²の二級河川である。

その流域は、鉄道（JR予讃線、琴電琴平線）が東西に横断し、道路（国道11号、国道438号、国道32号、高松自動車道）等の主要幹線が走っており、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

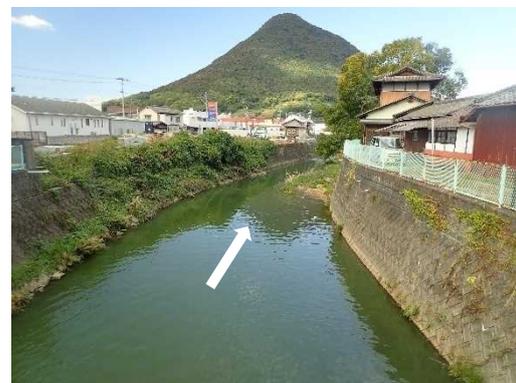
流域の地形は、上流域は土器川の扇状地を呈しており、下流域は讃岐平野が広がり、流域の地質は、礫、粘土、砂を主体とした層及び花崗岩類の基礎岩から構成されている。

流域の気候は、中国山地と四国山地に遮られた瀬戸内式気候であり、年平均降水量は約1,150mm（平成3年～令和2年；高松地方气象台）で、梅雨期と台風時に降雨が集中する特徴がある。また、年平均気温は16.7℃程度と温暖な気候である。

流域の土地利用は、上流域は山地・水田が占め、中流域から下流域では宅地と水田が広がっており、流域内では宅地が増加傾向にある。



大東川 新大東川橋上流（河口から約1.6km付近）



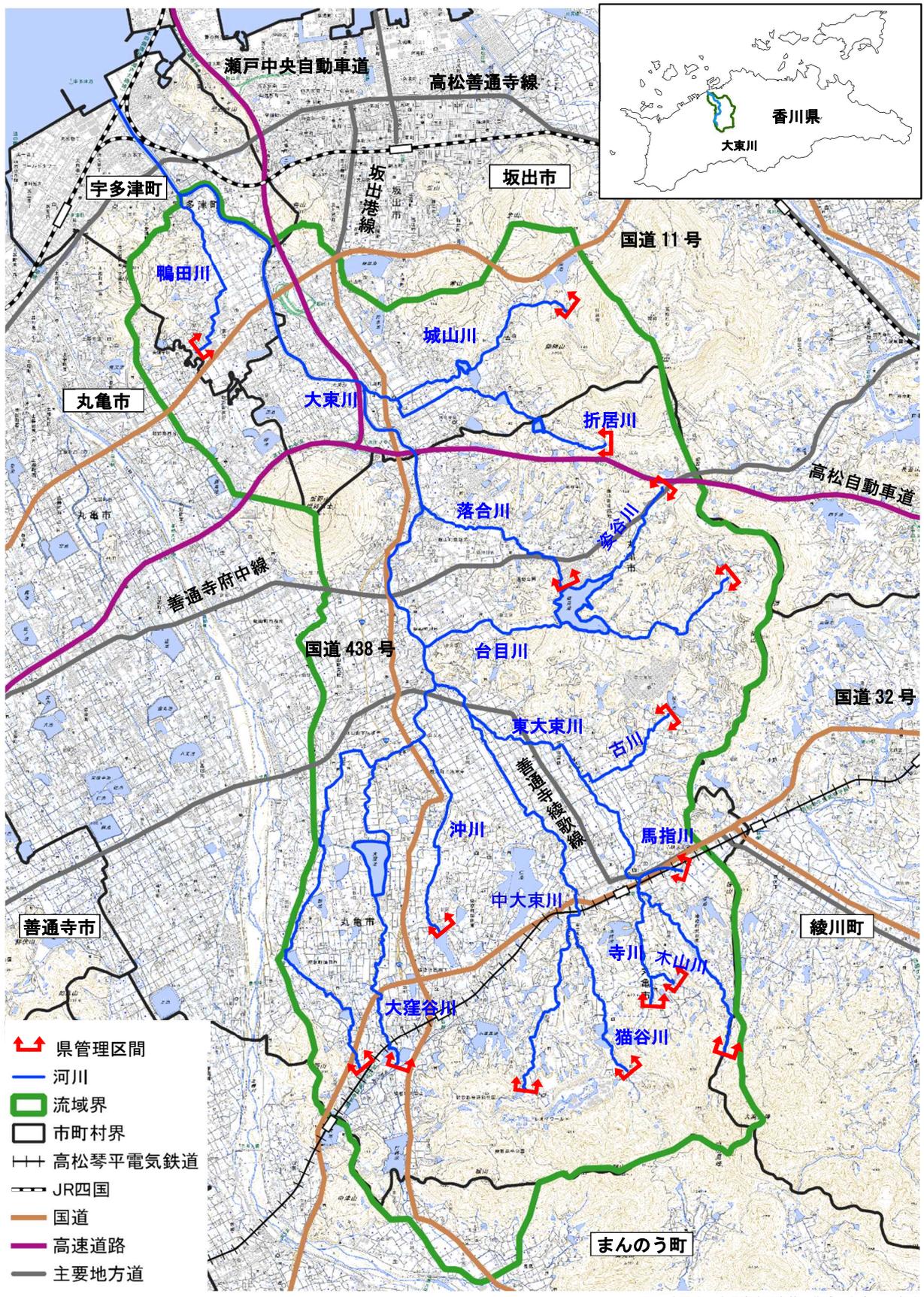
大東川 学校橋下流（河口から約8.3km付近）



大東川 次郎橋上流（河口から約9.5km付近）



鴨田川 若宮橋下流（河口から約0.1km付近）



大東川水系概要図

2. 大東川水系の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

【現状】

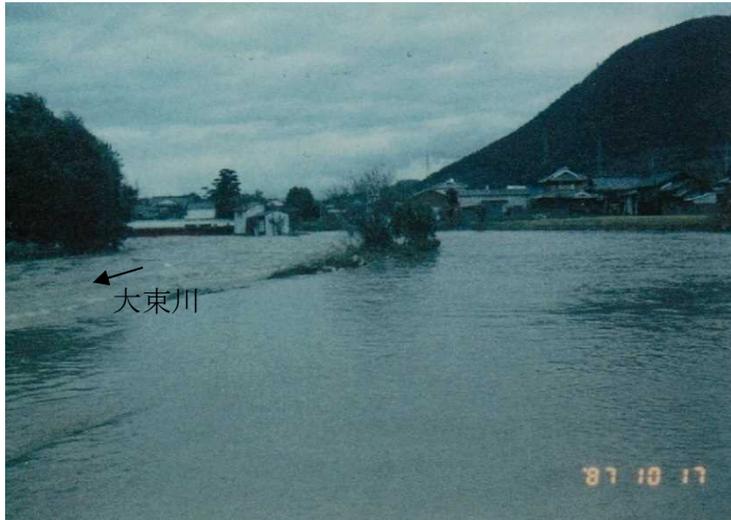
(1) 主な洪水被害等

大東川水系における近年の主な洪水被害は以下のとおりである。昭和62年の台風19号では、床上94戸、床下464戸の浸水被害が生じている。また、平成16年の台風23号では、床上157戸、床下355戸の浸水被害が生じている。

近年の主な洪水被害

発生日月	時間最大降雨量 (一連降雨量) 観測所	被災地域	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	浸水農地 (ha)	被害額 (百万円)
昭和58年 9月24日～9月30日 (台風10号)	30.0mm (252.0mm) 香川県坂出	大東川	23	2	2	64
		鴨田川	4	0	0	3
		飯山町新開地区	0	2	0	24
		飯山町中町地区	3	0	1	1
		宇多津町	26	3	1	43
		小計	56	7	3.5	135
昭和62年 10月16日～10月17日 (台風19号)	30.0mm (190.0mm) 香川県坂出	坂出市、綾歌町、飯山町	464	94	143	904
平成2年 9月11日～9月20日 (台風19号)	19.0mm (347.0mm) 香川県坂出	大東川	58	3	130	203
		小計	58	3	130	203
平成10年 9月18日～9月26日 (台風6～7号)	33.0mm (141.0mm) 香川県坂出	大東川	90		5.3	93
		小計	90		5.3	93
平成16年 8月27日～8月31日 (台風16号)	17.5mm (50.5mm) 多度津(気)	大東川	1	1		13
		小計	1	1		13
平成16年 10月18日～10月22日 (台風23号)	39.5mm (285.0mm) 高松(気)	大東川	251	154	64.05	791
		鴨田川	20	1	0.2	36
		東大東川	14		6	15
		馬指川	33	1	2.5	237
		大窪谷川	37	1	0.1	44
		小計	355	157	73	1,123
平成17年 6月27日～7月7日 (梅雨前線豪雨)	43.5mm (220.0mm) 多度津(気)	丸亀市	18			85
		大東川	5			5
		落合川	1			1
		小計	24			91
平成23年 8月30日～9月7日 (台風12号及び豪雨)	15.0mm (180.0mm) 多度津(気)	大東川	79	5		141
		中大東川	3			5
		東大東川	2			2
		小計	84	5		148
平成28年 9月5日～9月11日 (台風13号)	54.5mm (62.0mm) 多度津(気)	大東川	43			53
		小計	43			53
平成29年 9月14日～9月18日 (台風18号及び豪雨)	51.5mm (162.5mm) 高松(気)	大東川	1			1
		小計	1			1

資料：水害統計



昭和 62 年 10 月台風 19 号による出水（坂出市）



飯山町 国道 438 号



宇多津町



飯山町 東坂元 久保橋
平成 10 年 9 月台風 7 号による出水



飯山町 川原 富士見橋



飯山町 東坂 元久保橋



飯山町 東坂元 国道 438 号



飯山町 川原 上車橋



飯山町 川津町 川津橋

平成 16 年 10 月 台風 23 号による出水

(2) 治水事業の沿革

大東川水系の治水事業は、昭和 28 年度より中小河川大東川改修事業として、河口より一般国道 438 号川津橋に至る区間の法線修正、引堤掘削による河積の拡大並びに護岸の整備に着手した。続いて、平成元年度より小規模河川大東川改修事業として、中小河川改修区間に連結する一連の区間、川津橋から県道富熊宇多津線我楽橋に至る区間の河積の拡大並びに護岸の整備に着手し、現在では河口～富士ミサワ橋付近までの約 7.7km の区間の整備が完了している。鴨田川については、平成 11 年より県単独事業鴨田川河川改修工事として河積の拡大並びに護岸整備に着手し、現在では大東川合流点から約 0.2km の区間の整備が完了している。

一方、上流部は未整備であり、平成 16 年台風 23 号では多大な浸水被害を受けていることから、治水安全度向上のため、早急に河川改修を行う必要がある。

(3) 地震、高潮被害

平成 23 年 3 月に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、これまでの想定をはるかに超える巨大津波によって、沿岸部の市街地が広範囲にわたり浸水し、戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下が発生するとともに、地震の揺れ、基礎地盤や堤体の液状化による河川堤防の法すべり、沈下等も多数発生した。

令和 3 年 1 月の文部科学省地震調査委員会からの公表資料によると、南海トラフにおけるマグニチュード 8～9 クラスの地震の発生確率は、今後 30 年以内に 80%程度と高い値となっている。

そこで、香川県では、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震に備えて、地域づくり等と整合を図りながら、平成 27 年 3 月（令和 4 年 1 月 第 2 回変更）に策定した「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、堤防や水門等の河川管理施設の耐震対策等を行うことが急務となっている。

(4) 河川の維持管理

災害の防止または軽減を目的として、堤防をはじめとした護岸、水門、樋門等、河川管理施設の維持管理や河床整理等による河積の適正な確保のための維持管理を行っている。

また、老朽化により機能の低下が懸念される水門、樋門等の河川管理施設については、施設の長寿命化を図るとともに、計画的に補修、更新等を実施している。

【課題】

(1) 洪水対策

大東川水系では、昭和 62 年台風 19 号、平成 16 年台風 23 号など、浸水被害が度々

発生しており、河川整備を進めていく必要がある。

(2) 高潮対策

大東川では、河口部の堤防高が既往最高潮位を上回っており安全が確保できるようになっていることから、それらを維持していく必要がある。

(3) 地震・津波対策

大東川では、近い将来発生が懸念される南海トラフを震源とした巨大地震による被害に備えて、地域づくり等と整合を図りながら、地震・津波対策を進めていく必要がある。

(4) 維持管理

堤防、護岸、水門、樋門等の河川管理施設については、定期的に巡視点検を行うとともに、長寿命化を図る必要がある。また、河道については、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

【現状】

(1) 河川水の利用

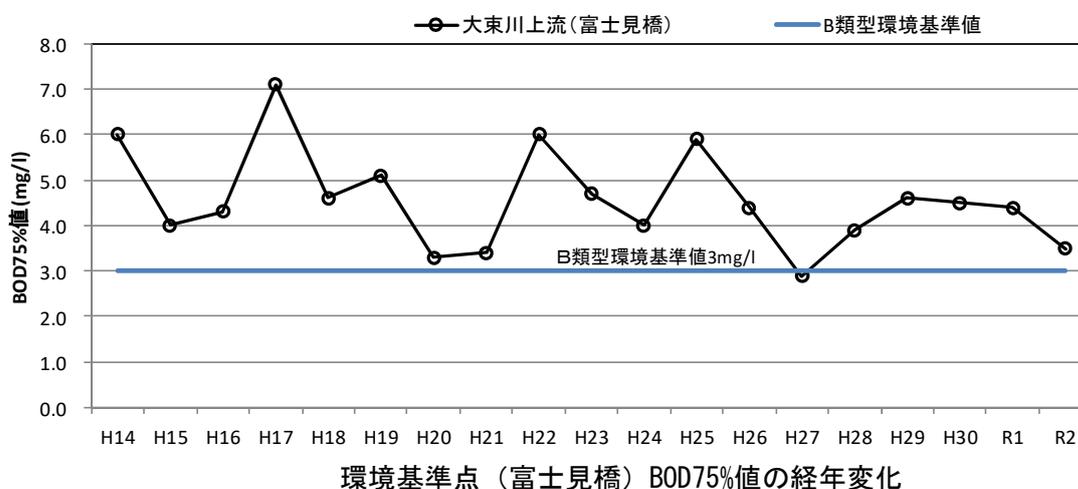
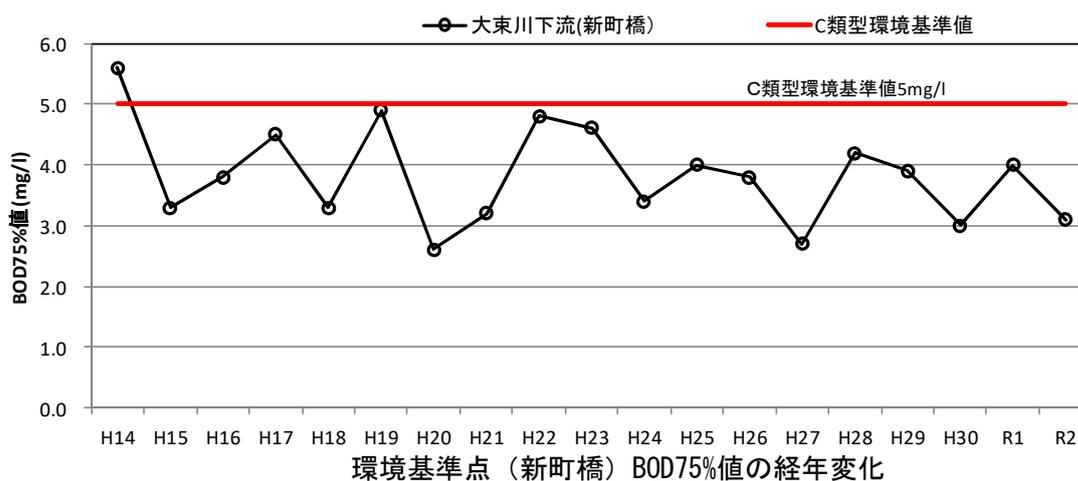
大東川水系の河川水は、主に農業用水等に利用されている。

(2) 河川の流況

平常時の水量は乏しく、動植物の生息・生育・繁殖環境として厳しい河川環境である。

(3) 河川の水質

水質については、富士見橋より上流において水質環境基準B類型（BOD75%値:3mg/L以下）、富士見橋より下流において水質環境基準C類型（BOD75%値:5mg/L以下）に指定されている。環境基準点である新町橋地点のBOD75%値は、平成15年以降、環境基準値（5mg/L）を満足しているが、富士見橋地点では平成27年を除いて、経年的に環境基準値（3mg/L）を超過している。



(4) 動植物の生息・生育・繁殖環境

流域上流域では、昆虫類のコハンミョウやアブラボテ等の魚類やカイエビ、ホウネンエビ等の底生動物が確認されている。中流域では、アラカシ群集などの樹林やノタヌキモ等の水生植物が生育しており、堰上流の湛水区間では、ツルヨシといった植物、オイカワ、スゴモロコ類といった魚類、テナガエビ、スジエビ等の底生動物が確認されている。下流域では、魚類についてはシマヒレヨシノボリ、ニホンウナギ等が生息しており、鳥類ではハヤブサ、爬虫類ではクサガメが確認されている。感潮部ではハクセンシオマネキ等のカニ類やクボハゼ等のハゼ類が生息している。



アブラボテ
(環境省 準絶滅危惧、
香川県 絶滅危惧Ⅰ類)



ニホンウナギ
(環境省 絶滅危惧ⅠB類・香川県 絶滅
危惧Ⅱ類)

(5) 河川空間の利用

市道認定された管理用通路は生活道路として、地域住民の通勤、通学、散策等に利用されているが、階段等の親水性に配慮した施設は少ない。

【課題】

(1) 河川水の利用

河川水の利用については、農業用水等の安定した取水や良好な水環境を維持するために、流域の水利用形態を把握していく必要がある。

(2) 河川の流況

流量については、観測が行われていないことから、今後、必要に応じてデータの蓄積に努める必要がある。

(3) 河川の水質

水質については、今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら生活排水処理施設の整備などを推進し、継続的な水質環境基準の満足を目指す必要がある。

(4) 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、大東川水系の動植物の生息状況を把握し、河川整備や維持管理に当たっては、河川環境に与える影響を少しでも回避・低減できるよう良好な河川環境の保全に努める必要がある。

(5) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、住民が親しみやすい河川空間づくりが必要である。

3. 河川整備の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、下表のとおりとする。

河川名	上流端		下流端	河川延長 (m)
本川 だいそくがわ 大東川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町岡田上字西山 277 番地先 丸亀市綾歌町岡田上字西山 275 番地先	海に至る	17,201
1次支川 かもでんがわ 鴨田川	左岸 右岸	綾歌郡宇津町大字東分字板橋西 411 番 6 地先 綾歌郡宇津町大字東分字板橋西 416 番地先	大東川合流点	2,289
1次支川 きやまがわ 城山川	左岸 右岸	坂出市川津町字郷師山 1962 番地 坂出市川津町字北峰 1805 番地先	大東川合流点	2,800
2次支川 おりいがわ 折居川	左岸 右岸	丸亀市飯山町東坂元字割古 3124 番 5 地先 丸亀市飯山町東坂元字割古 3133 番 1 地先	城山川合流点	3,171
1次支川 おちあいがわ 落合川	左岸 右岸	丸亀市飯山町東坂元字本谷 3600 番 1 地先 丸亀市飯山町東坂元字本谷 3601 番地先	大東川合流点	2,240
1次支川 だいでめがわ 台目川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町富熊字大原 3664 番 1 地先 丸亀市綾歌町富熊字大原 3871 番地先 (楠見池水面を含む)	大東川合流点	3,449
2次支川 すがただにがわ 姿谷川	左岸 右岸	丸亀市飯山町東坂元字額 3828 番 1 地先 丸亀市飯山町東坂元字額 3823 番 1 地先	台目川合流点	1,440
1次支川 なかだいでそくがわ 中大東川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町岡田上字津森 245 番地先 丸亀市綾歌町岡田上字津森 243 番 2 地先	大東川合流点	5,105
2次支川 ひがだいでそくがわ 東大東川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町栗熊東字龍王 3280 番地先 丸亀市綾歌町栗熊東字龍王 3280 番地先	中大東川合流点	5,576
3次支川 ふるかわ 古川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町富熊字奥川内 2827 番 2 地先 丸亀市綾歌町富熊字奥川内 2839 番 2 地先	東大東川合流点	1,288
3次支川 うまさしがわ 馬指川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町栗熊東字西渡池 1373 番地先 丸亀市綾歌町栗熊東字西渡池 1270 番地先	東大東川合流点	500
3次支川 てらがわ 寺川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町栗熊東字南池下 683 番地先 丸亀市綾歌町栗熊東字神主 1313 番地先	東大東川合流点	1,400
4次支川 きやまがわ 木山川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町栗熊東字倉田 2375 番地先 丸亀市綾歌町栗熊東字倉田 2376 番地先	寺川合流点	400
2次支川 ねこたにがわ 猫谷川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町栗熊西字一ノ坂 2499 番 1 地先 丸亀市綾歌町栗熊西字椿谷 2470 番地先	中大東川合流点	2,238
1次支川 おきがわ 沖川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町岡田東字楠 365 番地先 丸亀市綾歌町岡田東字新開 1592 番 2 地先	大東川合流点	2,670
1次支川 おおくぼだにがわ 大窪谷川	左岸 右岸	丸亀市綾歌町岡田上 1047 番地先 丸亀市綾歌町岡田上 1048 番地先	大東川合流点	1,900
河川計				53,667

出典：河川・海岸現況調査書

3.2 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、「大東川水系河川整備基本方針」に基づき、大東川水系の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、経済状況の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

治水対策については、既往洪水、河川の規模、氾濫区域内の人口や資産等を踏まえ、大東川本川は年超過確率1/50、一次支川鴨田川は年超過確率1/5の降雨で発生する洪水による浸水被害を軽減することを目標とする。

また、計画規模を上回る洪水が発生した場合には、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ようにするため、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援等による防災意識の向上を図るとともに、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整、住まい方の工夫、内水による家屋浸水被害への対応等、総合的な被害軽減対策（流域治水）を関係機関等あらゆる関係者と連携して推進する。

河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災まちづくり等と一体となって減災を目指すものとする。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防及び水門により津波災害を防御するものとし、河口部では、水門等の耐震対策等の必要な対策を実施する。

《コラム》大東川水系の流域治水対策

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨や平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨など、近年、気候変動による豪雨の激甚化で水災害リスクが増大しており、従来の堤防や護岸の治水施設では浸水防止を防ぎきれない大規模な洪水が全国各地で発生している。

これらのリスクに備えるためには、従来の河川管理者等による取り組みだけでなく、流域に関わるあらゆる関係者により、河川区域や氾濫域のみならず、集水域全体で対策を実施していく「流域治水」の推進が求められている。

香川県では、二級水系における流域治水プロジェクトを推進するために様々な取り組みを実施している。大東川を含む中讃①ブロック（綾川、青梅川、大東川水系）において、流域の関係者である市町とも連携しながら、ハード・ソフト両面から対策に取り組むことで、流域における浸水被害の軽減を図っている。

流域治水の対策メニューのイメージ



出典：「国土交通省 社会資本整備審議会「気候変動を踏まえた 水災害対策のあり方について(答申)(R2.7)」

3.4 河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標

3.4.1 河川水の適正な利用に関する目標

大東川水系では、農業用水（慣行水利権）等の取水が行われている。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流域の水利用形態の把握に努め、大東川水系にふさわしい流量について住民や関係機関と連携し、検討していく。

3.4.2 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 水質の保全

水質については、上流部において環境基準を満足していないため、今後も引き続き関係機関と連携し、現状の水質の改善に努める。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、大東川水系の動植物の生息状況を把握し、大東川水系の有する多様な生態系を保全する。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築等にあたっては、河川環境に与える影響を考慮し、できるだけ現状の河川形態を維持するとともに、魚類等の移動の連続性を確保できるよう努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行い、住民が親しみやすい河川空間づくりに努める。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 洪水、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

大東川本川では、年超過確率 1/50 の規模の降雨で発生する洪水による浸水被害の軽減を図る。

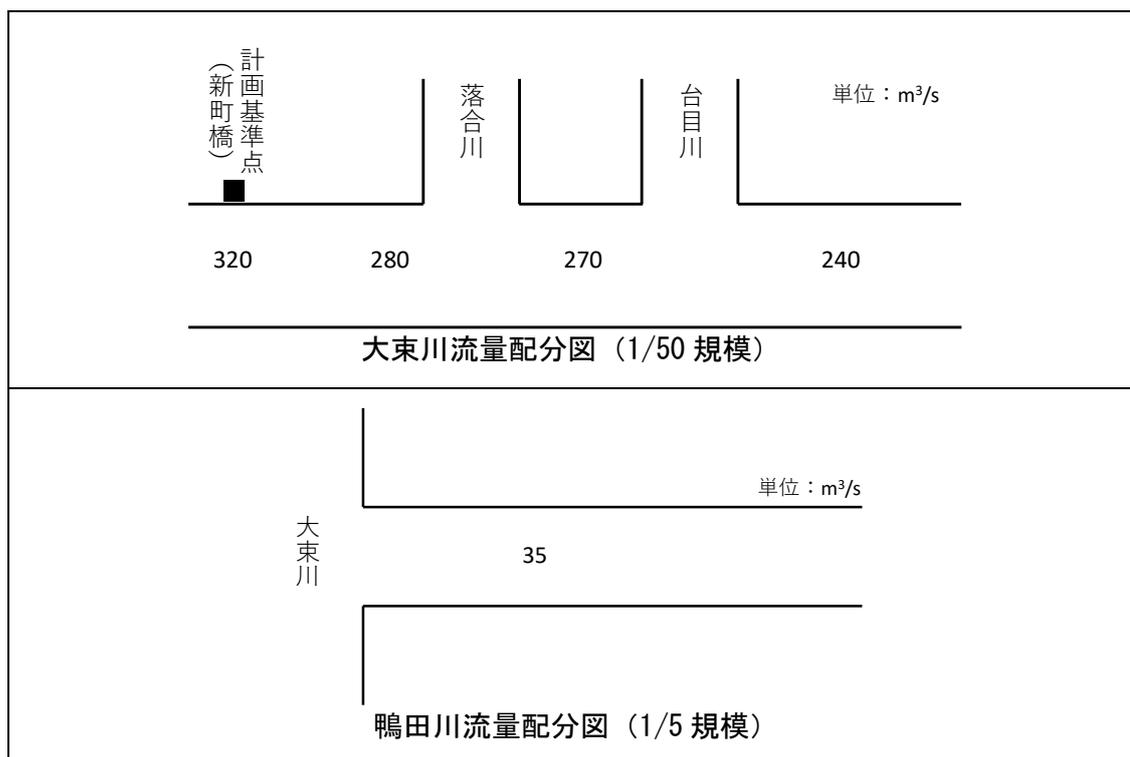
その流量は、大東川の基準地点である新町橋において $320 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、河道の整備を行う。

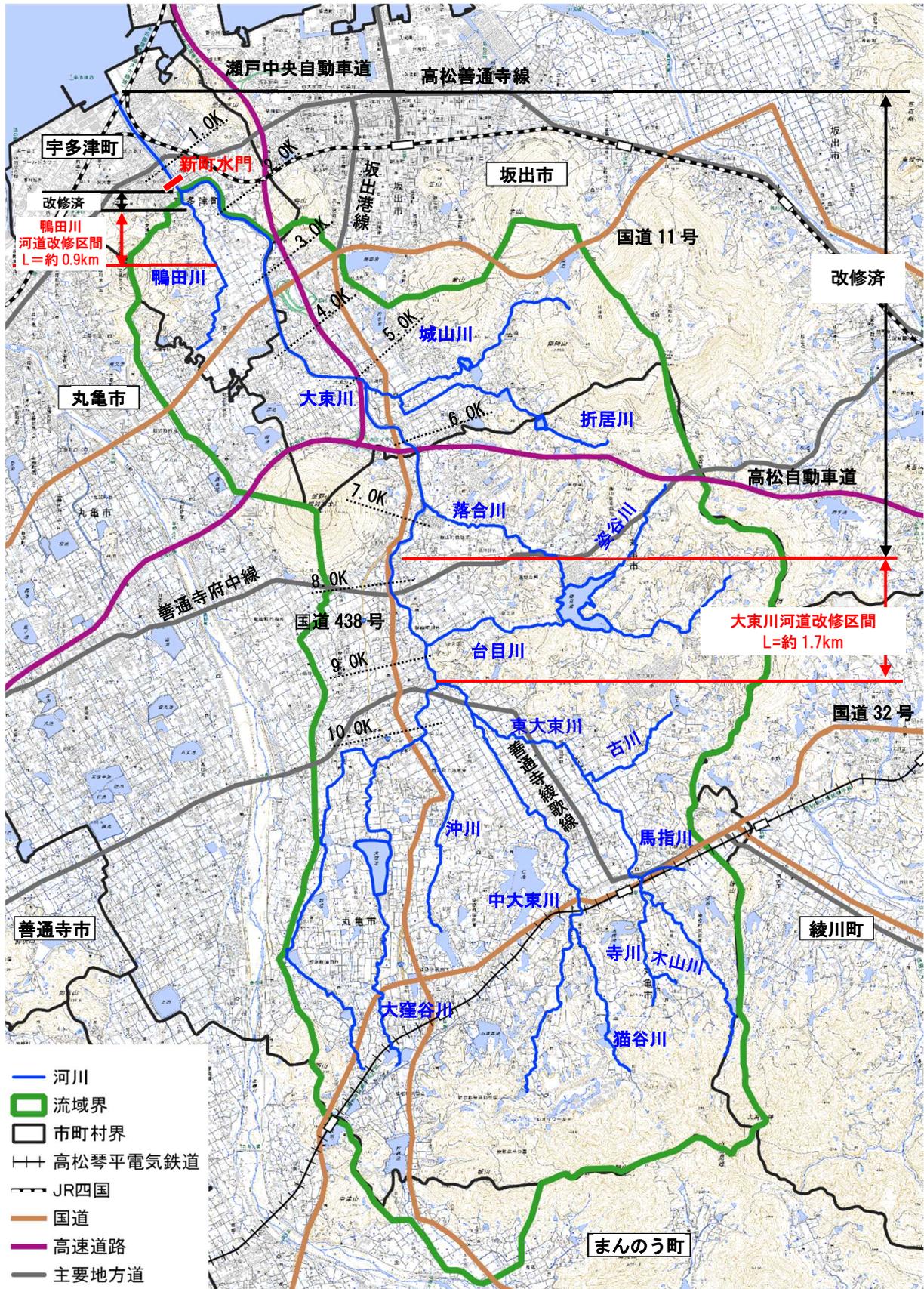
一次支川鴨田川では、年超過確率 1/5 の規模の降雨で発生する洪水による浸水被害の軽減を図る。

その流量は、大東川合流点で $35 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、河道の整備を行う。

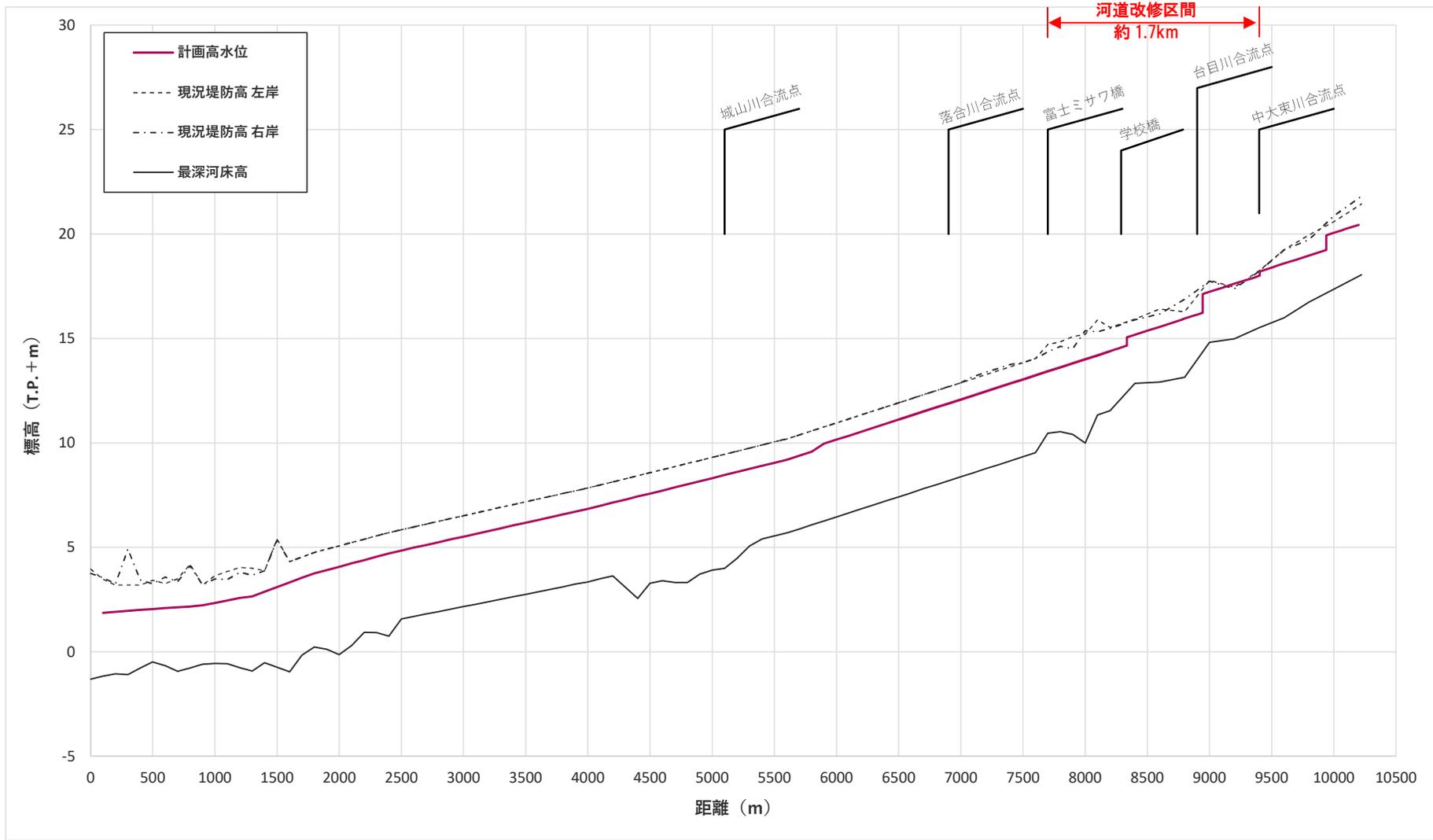
河口部においては、高潮、大規模地震、津波による被害の防止または軽減を図るため、計画津波に対して必要となる水門等河川管理施設の耐震対策等の必要な対策を行う。

なお、災害復旧工事、局所的な改良工事及び維持工事は上記にとらわれずに必要に応じて実施する。

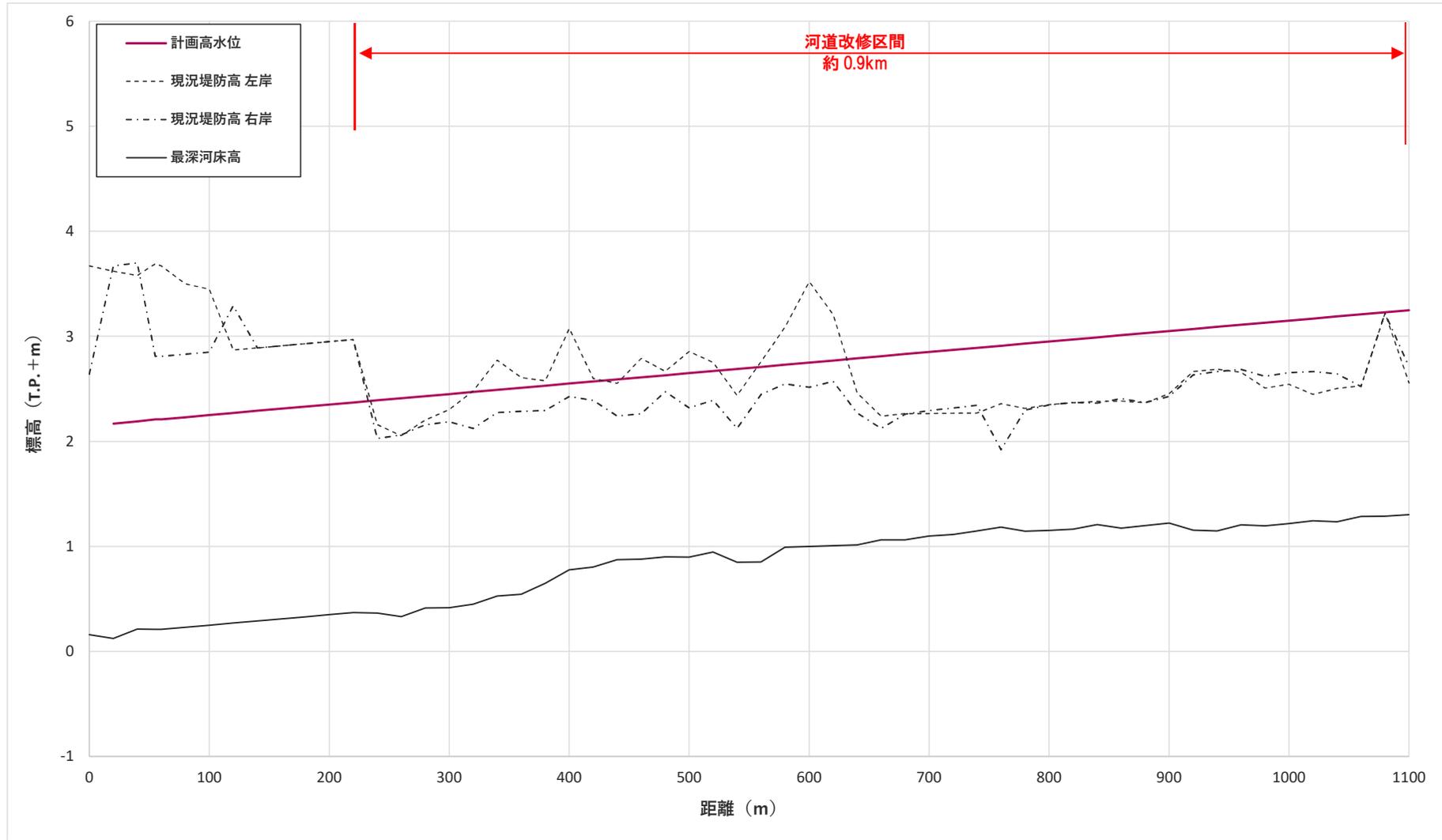




治水対策の施工箇所位置図



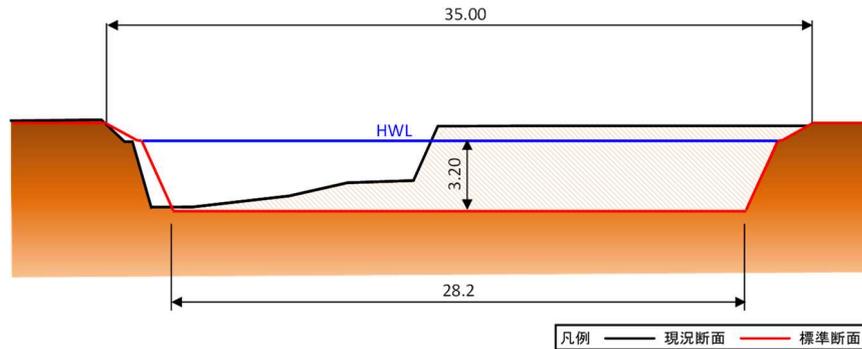
大東川水系大東川 縦断図



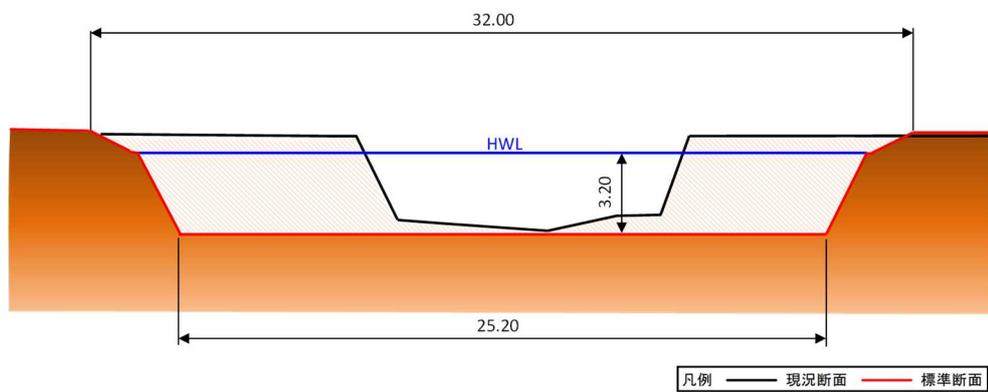
大東川水系鴨田川 縦断面図

(1) 大東川の河道整備

大東川の河道整備は、富士ミサワ橋上流付近から中大東川合流点までの約 1.7km の区間において、年超過確率 1/50 の規模の降雨で発生する洪水による浸水被害を軽減させることを目標として、河道拡幅、護岸等による河道改修を実施する。



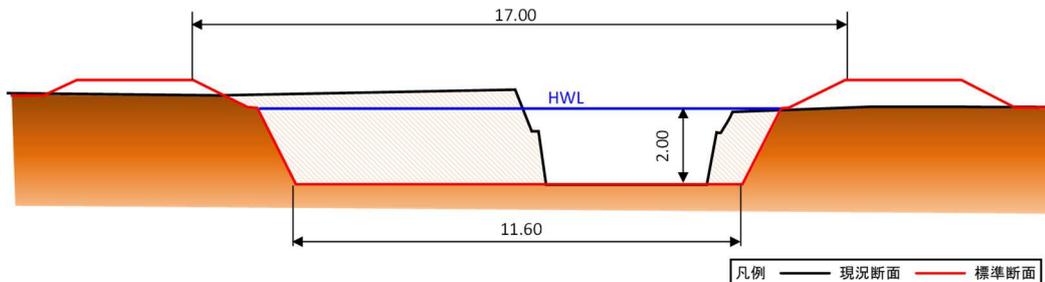
大東川代表断面横断面図（学校橋上流～台目川）



大東川代表断面横断面図（台目川～中大東川）

(2) 鴨田川の河道整備

鴨田川の河道整備は、大東川合流点から上流約 0.2km から宇多津町宇多津地先までの約 0.9km の区間において、年超過確率 1/5 の規模の降雨で発生する洪水による浸水被害を軽減させることを目標として、河道拡幅、護岸等による河道改修を実施する。



鴨田川代表断面横断図

(3) 大東川の河口部の地震、津波対策

大東川での河口部では、洪水に加えて大規模地震、津波による被害の防止または軽減を図るため、計画津波もしくは計画高潮位に対して必要となる堤防等河川管理施設の整備に加え、地質調査、堤防耐震検討によって液状化等により被災する可能性のある堤防等河川管理施設については、災害防止のための対策を実施する。なお、計画津波により浸水被害が想定される場合は、海岸管理者等の関係機関との調整を図りながら、必要な地震・津波対策を実施する。

4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、河道が過去の改修により単調な形状となっている現状を踏まえ、過去の河川の姿や現在の動植物の生息・生育状況を把握したうえで、河川環境の保全に努める。

香川県レッドデータブック記載の希少野生生物の生息が確認された場合には、希少野生生物の生息・繁殖環境に対し、できるだけ影響の回避・低減に努め、河川環境の維持に努める。また、侵略的外来種、特に特定外来生物については、関係機関と連携して侵入の防止（予防）や、必要に応じて防除に努める。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

河川の維持管理に関しては、堤防や水門をはじめとした河川管理施設の機能が有効に発揮できるように維持管理するとともに、水質事故等に対する危機管理への適切な対応に努めるものとする。

(1) 河道の維持管理

河道については、洪水の流下に支障を生じないように、土砂堆積等の河道状況の把握に努め、流下断面確保のため必要に応じて河道の整正等、適切な維持管理を実施する。

(2) 堤防・護岸の維持管理

堤防・護岸については、洪水・津波・高潮時に機能を維持できるよう、平常時の点検を行い必要に応じて補修等を実施する。

また、洪水・津波・高潮時においても、漏水や護岸損傷等の状況把握に努めるとともに、洪水・津波・高潮後には、堤防・護岸の変形や被災の有無の把握に努め、必要に応じて補修等を実施する。

(3) 水門・樋門等の維持管理

水門・樋門等の河川管理施設については、定期的な巡視や点検により、施設の損傷等の早期発見に努め、必要に応じて補修・更新を実施する。

さらに、新町水門は、洪水、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に巡視、点検等を行うとともに、老朽化対策を効率的に進めるため、施設の状態を把握する。また、長寿命化に向けた長寿命化計画に基づき機能維持のための対策を実施する。

施設名称	河川名	位置	純径間×有効高×門数	完成
新町水門	大東川	河口から約 1.2km	3.40m×3.00m×1 門 9.00m×3.00m×3 門 7.40m×3.00m×1 門	1954 年 (昭和 29 年)

(4) 危機管理体制の整備

洪水、高潮、地震、津波、土砂災害、水質事故等の緊急時においては、迅速かつ的確に地域住民に対し、河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路の確保等、洪水等の被害の防止または軽減に努める対策を実施し、河川の総合的な保全と利用が図られるように努める。

なお、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」に、関係機関等と連携しハード・ソフト両面から取り組むこととしている。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

農業用水の安定した取水や良好な水環境の維持の観点から、データの蓄積及び流域の水利用形態の把握に努め、大東川水系にふさわしい流量を設定できるよう、住民や関係機関と連携し、今後さらに検討を行う。

4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質の保全

水質の保全にあたっては、上流部において大東川の水質（BOD75%値）は環境基準を満足していないことから、今後も引き続き、定期的な水質観測を実施し、その推移を監視していくとともに、関係機関と連携し、地域の実情にあった生活排水処理施設を効率的、計画的に整備するなど、水質の改善に努める。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

大東川水系に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、現状の河川形態の保全及び魚類等の移動の連続性の確保に努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、大東川水系の河川空間の利用状況を踏まえて、人と川のふれあいの場となるような環境づくりに努める。また、美しい川づくりのため、ごみ拾いやごみ投棄防止等の働きかけを行い、地域住民との協働による河川環境の美化・保全等、地域との連携、協力体制の構築を推進する。